

厚生労働省  
群馬労働局発表  
平成28年7月8日

担 当	労働基準部賃金室
	室長 池田 弘一
	賃金指導官 飯泉 幸男
	電話 027-896-4737

### 平成28年度群馬県最低賃金の諮問について

—— 群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会へ最低賃金の改正を諮問 ——

本年7月8日、平成28年度第1回群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤佳彦 高崎経済大学教授）が開催された。

同審議会において群馬労働局長（半田和彦）は、審議会長に対して「群馬県最低賃金」の改正決定について諮問を行った。

今後、専門部会を設置して、8月中の答申に向けて審議を重ねる予定である。

現在の群馬県最低賃金は、「時間額737円」（平成27年10月8日発効）となっており、群馬県内の事業場で働くすべての労働者が適用を受けている。

#### [群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最低賃金額	690円	696円	707円	721円	737円
対前年引上額	2円	6円	11円	14円	16円
対前年引上率	0.29%	0.87%	1.58%	1.98%	2.22%